

川崎市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

第 1 章総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、川崎市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別表 1、別図 1 及び別図 2 で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、第 1 号様式のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第 4 条 市長は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第 3 号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第 2 号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第 3 号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第 2 章特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措

置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第 7 条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第 8 条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第 9 条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（第 4 号様式）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第 3 章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第 10 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第 2 条第 2 項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第 11 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第 12 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（第 5 号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第 10 条第 2 項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市（町村）長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章保管及び返納

（保管）

第 14 条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第 15 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章雑則

（雑則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 川崎市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務局危機管理室が行うものとする。

附則

この要綱は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

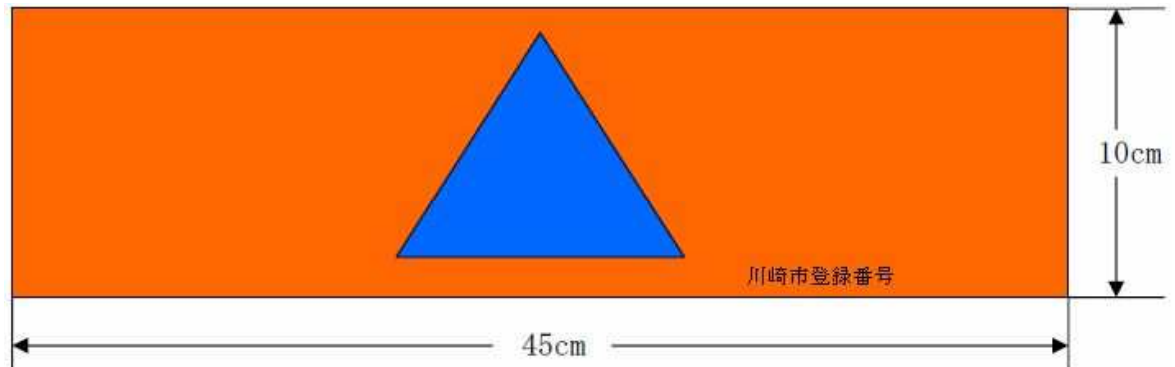
別表 1（第 2 条関係）

区 分	表 示			制 式
	位 置	寸 法	材 質	
腕 章	左腕に表示	別図 1、①のとおり	ビニール	①オレンジ色地に青色の正三角形とする ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の右側面に表示	別図 1、②のとおり	ステッカー又はワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展開又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	別図 2、①のとおり	プリント又は塗色	
車両章	車両の両側面及び後面又は上面に表示	別図 2、②、（大）のとおり	マグネット又は塗色	※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：川崎市〇〇区 001 ）
	航空機の両側面及び下面に表示	別図 2、②、（小）のとおり	ステッカー又は塗色	

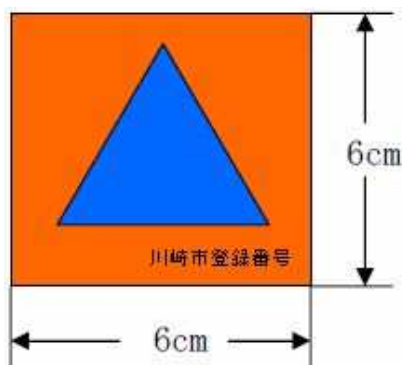
（注）腕章及び帽章は同時に付けるものとする。

別図 1（第 2 条関係）

①腕章

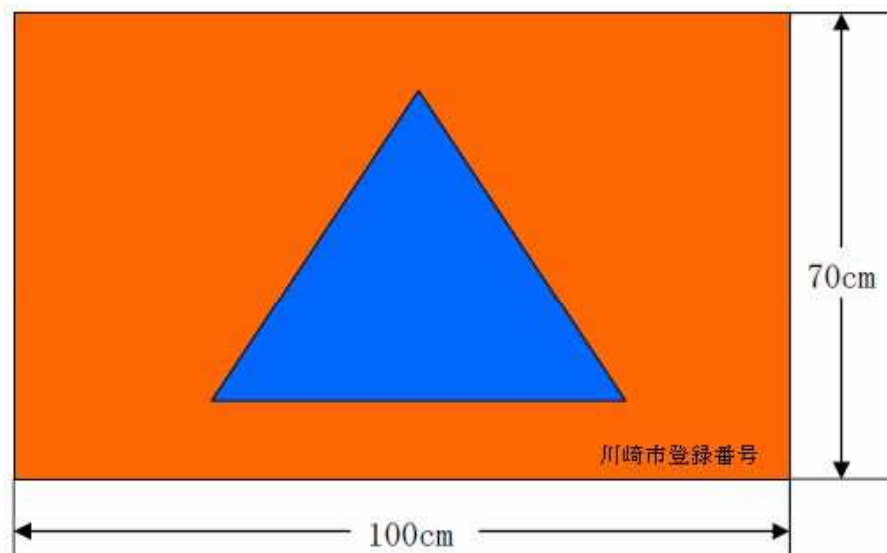


②帽章

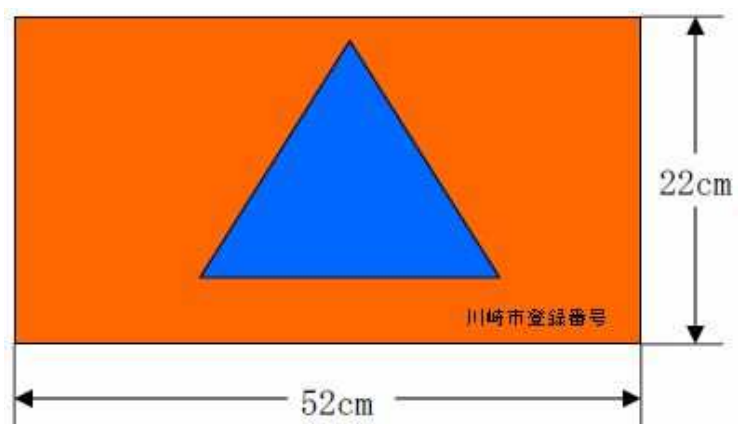


別図 2（第 2 条関係）

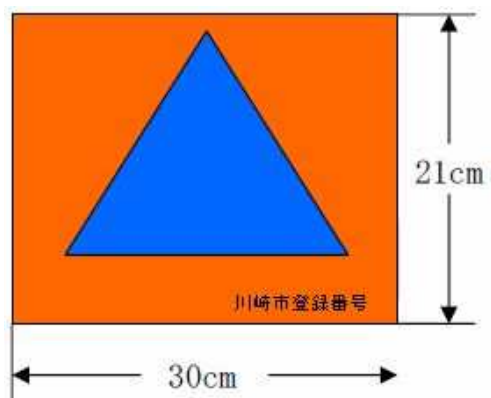
①旗



②車両章（大）



（小）



第 1 号様式（第 2 条関係）

身分証明書

表面

		川崎市長 The Mayor of Kawasaki	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名／Name_____			
生年月日／Date of birth_____			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日の ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護 に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			

交付等の年月日／Date of issue_____			
証明書番号／No. of card_____			
許可権者の署名／Signature of issuing authority			
有効期間の満了日／Date of expiry_____			

裏面

身長／Height_...	眼の色／Eyes_...	頭髪の色／Hair_...
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information :		
血液型／Blood type_____		

所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp		所持者の署名／Signature of holder

備考

- 日本工業規格 A7(横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル)であること。
- できる限り耐久性のものであること。
- 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、川崎市の職員等と記載することとする。
- 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- 市長の公印が押され、及び市長の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
- 身分証明書の交付の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、市長が決定することとする。
- 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(ABO 式及び Rh 式)が記載されていること。

〔第2号様式〕（第4条関係）

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

年 月 日

川崎市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字)..... (ローマ字).....	生年月日(西暦)年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail :	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付の場合のみ記載) 身 長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：..... (Rh 因子.....)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(特殊標章の交付の場合のみ記載)

.....
.....

(許可権者使用欄)

資 格：.....
 証明書番号：..... 交付の年月日.....
 有効期間の満了日：.....
 返納日：.....

[第3号様式] (第4条関係)

[illegible]

第 4 号様式（第 9 条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日 (あて先) 川 崎 市 長 申 請 者 住 所 (電話) 氏 名	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他の必要な事項	
※ 受 付 欄	※経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日 (あて先) 川 崎 市 長 申 請 者 住 所 (電話) 氏 名	
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他の必要な事項	
※ 受 付 欄	※経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。